

平成17年4月15日

各 位

会 社 名 昭和ゴム株式会社
代表者名 取締役社長 山口 紀夫
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 取締役総務部長 重田 衛
(TEL . 04 - 7131 - 0181)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は平成16年10月18日に大生工業株式会社(東京都中央区)を被告とした保証金返還請求の第1審の訴訟において敗訴いたしましたので、当社はこれを不服として、平成16年10月28日に東京高等裁判所に控訴いたしました。今般、平成17年4月14日に同裁判所第21民事部より下記のとおり判決を受けましたのでお知らせいたします。

記

1. 経緯

当社の訴訟内容は、新事業のアクアセラミックス(コンクリート構造物等の内壁・外壁の補強剤)について、被告の大生工業株式会社の発注数量が契約内容より著しく減少する事態が長期間続いたため、平成12年9月30日付けで締結した「製造業務等提携基本契約書」に基づいて同契約を解約して、差し入れ保証金8億円のうち最初の請求として2億円の返還を求めたものであります。

第一審の判決「本件の途中解約による保証金の返還については、正当な理由がない」という判決理由でありましたので、当社はこれを不服として控訴したものであります。

2. 控訴に対する当社の考え方

当社は第一審の判決を不服として、控訴裁判所に「答弁書に対する反論」を準備書面に記載して提出し、大生工業株式会社とは数量契約の合意があったこと、同社が数量契約を遵守せずに、数度にわたる和解交渉においても誠実に対応しなかった事実を挙げました。そして、これらの事実により、本件が不当な解約であるという評価を受ける理由はなく、当社による本件契約の解約は、まさに「やむを得ない事由」に基づく正当な解約であることを主張いたしました。

3. 控訴審の判決主文

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用は控訴人の負担とする。

4．控訴審の判決の内容

「控訴人の請求を棄却した原判決は、相当であり本件控訴は理由がないので、本件控訴を棄却する」という結論でありました。

- (1) 発注量については被控訴人を法的に拘束する契約が締結されていないので、控訴人が主張する発注量が予期に反して少量であったということは、控訴人がいう「やむを得ない事由」に当たらない。
- (2) 現時点においては、控訴人が被控訴人との間の信頼関係が破壊され、これを修復することは不可能な状況にあり、両者はともに本件契約上の債務を履行する意思が喪失しているものと評価できる。しかし、このような状況は控訴人が解約を通告し、仮差押をしたことに起因しているため、本件の解約理由である「やむを得ない事由」があるということにはならない。

5．判決と今後の処理に対する当社の考え方

本控訴審においても当社の敗訴となりましたことを遺憾に存じております。控訴裁判所の判決主文とその理由につきましては全面的に不服であります。このことを当社は厳しく受け止めて、今後の債権回収につきましては次のように行なう予定であります。

当社は大生工業株式会社に対して、平成22年9月30日の契約満了日を限りとして保証金8億円の全額を請求して回収を図ってまいります。今後の状況によっては、別途、新たな方法で回収を図る所存であります。

6．業績への影響

当社は平成16年3月期の連結貸借対照表に、本件の保証金8億円に対する貸倒引当金を全額繰り入れておりますが、敗訴に伴う費用が発生すれば、業績への影響が発生するおそれもありますので、状況が把握できましたら速やかにお知らせします。

以 上